

つながりをチカラに

S・A・I

String
つなぎあわせる

Approach
近づく

Information
情報

Facebookでも
情報発信しています♪



埼玉県社協マスコット
「シャキたまくん」

2024

8



巻頭インタビュー

障害者の人権を守り、
共に豊かに暮らすには
～虐待の小さな芽に気付き、
それを認める謙虚さを大切に～

植草学園大学副学長・教授

野澤 和弘さん

埼玉県社会福祉協議会フォトコンテスト 入賞作品 「夏休みの冒険」 利根川 敏夫さん（川越市） 撮影場所：秩父市

福祉を考える

増える市販薬のオーバードーズ（過剰摂取）その背景と支援（その2）
埼玉県立精神医療センター 副病院長 成瀬 暢也さん

今月のキラリ

高齢者のデジタルデバイドの解消に貢献
桶川ITネット（桶川市）

シャキッと
埼玉県社協

緊急小口資金等の特例貸付の返済とフォローアップ支援
について 他



共同募金の助成金で発行しています

障害者の人権を守り、共に豊かに暮らすには

「虐待の小さな芽に気付き、それを認める謙虚さを大切に」

「障害者虐待防止法」が施行されて10年余り、障害者の権利擁護の取組が進められてきました。2022年度の厚生労働省（以降、厚労省）調査では、被虐待者数は2021年に続き、過去最多を示しています。そこで今回は長年、記者として障害者虐待を報道する一方、障害者の権利擁護に尽力し、現在は現場で今後の障害者支援のあり方を追求している野澤和弘さんに、虐待防止のために私たちは今、何をすべきか、また障害者支援をこれからどのように考えたらいいかを伺いました。

障害者虐待防止に取り組むようになったきっかけを教えてください。

私は若い頃は殺人事件などを担当する事件記者でした。三重県や名古屋での勤務を経て、10年目に東京本社へ赴任しました。名古屋で生まれた長男に知的障害があったこともあり、東京に来てからは医療、福祉、教育がフィールドの社会部記者になりました。

1996年、茨城県水戸市の段ボール加工工場で障害者虐待の大きな事件がありました。約30人の知的障害者が雇用され、地域では優良企業とみられていたが社長による暴力、性的虐待が日常茶飯事でした。

その事件に関わっていた知り合いの弁護士から「記者会見をしても誰も記事にしようとしなない、どうなっているんだ」と言われ、毎日新聞社会面で最初に報道しました。

知的障害者の証言だけで第三者の目撃証言も物的証拠もない事件では、知的障害者の証言が最後にひっく

り返されて冤罪事件となったことがあり、当時、警察もメディアも慎重に扱っていたのです。私も最初は、「必ず名誉棄損で訴えられる」と上司に反対されましたが、私は障害者の親でもあり、記事にしないのはあり得ないと思い、社内で協力してくれる人たちがいて、大きな記事にしました。それがきっかけです。

次の日から全国から反響が殺到しました。「うちの子もそういう目に遭っています」「施設の職員から虐待がありますが怖くて言えませんか」という話ばかりでした。メディアも司法も障害者の権利問題を社会問題として見てこなかったのです。

この事件やその後の障害者虐待防止法の成立過程で感じた当事者や家族の思いなどをお聞かせください。

福祉の世界で少々何かあっても、それは支援す

植草学園大学副学長・教授 毎日新聞客員編集委員

社会福祉法人千楽副理事長

のざわ かずひろ

野澤 和弘さん

XX

1983年、早稲田大学法学部卒業後、毎日新聞入社。長らく社会部記者として、少年事件、いじめ、ひきこもり、児童虐待、障害者虐待などを報道する。論説委員（社会保障担当）を10年間務めた後に退社し、現職。一般社団法人スローコミュニケーション代表、東京大学「障害者のリアルに迫るゼミ」顧問。上智大学非常勤講師、社会保障審議会障害者部会委員なども務める。障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の制定（2006年）には研究会座長として関わる。重度の知的障害・自閉症のあるこどもの父。著書に『弱さを受せる社会へ～分断の時代を超える「令和の幸福論」』（中央法規）、『わかりやすさの本質』（NHK出版）、他多数。



る側にいろいろな事情があるのだろう、支援してくれる人を責めたらうちの子の行き場がなくなるという親の心情を私は誰よりも分かります。もちろん目の前で自分の子どもが殴られてそれでいいと本気で思う親はいないわけですが、そう思わなければやっていけない現実があるのです。

この事件以降、国会議員、厚労省の官僚、現場の人たち、親たち、本人たち、そして我々メディアも「障害者虐待防止法」の成立に取り組み、2012年10月に施行されました。その過程では、支援者を責めるところどもの居場所がなくなるのはと、親の会からも反対意見がありました。

今はみんなが障害者の権利を守ろうとしてくれています。法律ができた今でも、虐待はなくなっていないと思っています。

虐待をなくすためにどのようなことが必要なのでしょう。

大きな虐待は、最初は些細なところから始まります。小さな虐待、私はグレーゾーンと言っていますが、自分がちよっと支援をミスしてしまった

を恐れてはいけない、恐れるとグレーゾーン自体も隠そうとします。グレーゾーンをきちんと認めて、そこから支援とは何なのかを考えようというのが私の考えです。

何が大事かというと、小さなミス、グレーゾーンに気付く感性、それを認められる謙虚さが必要であり、それに気付かない鈍感さと認めない傲慢さが怖いと思います。

虐待をしてしまう人、それを見て見ぬふりをしてしまう人にはどのような思いがあるのでしょうか。またどうしたら止められますか。

虐待があるのではないかと、みんなうすうす気が付いても、まあいいかと見て見ぬふりをして、心に蓋をしてしまうことはよくあることです。お互い大変さを分かっているし、自分も指摘されるのではないかと思うので、隠さなければいけないと追い込まれてしまうのです。グレーゾーンのうちにきちんと言葉にして職員間で共有できるようにすることがまず大事だと思います。

自分の失敗は言えても人から指摘されるのは誰でも嫌です。だから私はできるだけ自分から言うかと伝えています。また若い人の気付きを先輩が、「何を言ってるんだ」と抑え込んでしまうことがあります。先輩や上司がつくってきた暗黙のルールなどは簡単に変わらないですからね。でも若い人はそれに染まっていけないので、その感性を大事にしなければいけないと思います。

虐待したらとんでもないことになることが分かっているのに何でやってしまうのかというと、周りからサポートされずに追い詰められて虐待するということが多いです。そこでは経営者や上司が

働きやすい環境をつくっているかが問われます。

未来に向かって、どういうことに目を向けたらいいのでしょうか。

私は今、強度行動障害の人たちが地域で豊かな生活ができないか、厚労省の科学研究班の方たちと研究しています。きっかけは、上智大学で私の授業を受講していた女子学生が当法人の施設で働くようになり、30歳の自閉スペクトラム症（ASD）の女性が映画館で映画を見たことがないと言ったのを聞いて映画館に連れて行ったことでした。この方は周囲に合わせた行動が難しく話が続けてしまうので我々は心配しましたが、映画が始まる前に彼女が周りの席の人たちに事情を説明すると温かく受け入れてくれたのです。

それから私たちは少しずつそのような試みをしているのですが、迷惑をかけてしまったら、支援者が腹を据えて対処することで、地域での理解者を増やしていつています。

これからの障害者支援について、読者へのメッセージをお願いします。

認知症や依存症、鬱病の人たちが増加し続けている今、知的障害、精神障害など障害者手帳を持った人だけを支援する時代ではないと思います。支援者の役割は、彼らの沈黙と微笑み、これが暗示するものを読み取ってこれからの社会に何が必要なのかを地域の人たちに伝えていくことです。彼らを生きにくくさせている社会を変えていくという、まさに時代的な課題に現場の最先端で取り組んでいるという働く意味を理解してもらいたいと思います。



増える市販薬のオーバードーズ（過剰摂取） その背景と支援（その2）

埼玉県立精神医療センター 副病院長 成瀬 暢也



先月に引き続き、市販薬のオーバードーズについて取り上げます。今回はオーバードーズのサインを見つけ、適切な対応を採るためにどうすればいいのかを考えます。



◀7月号はコチラ

オーバードーズに気付くきっかけ

オーバードーズに周囲の人が気付くきっかけはさまざまです。たとえば、もうろうとして呂律が回らなかったり、ふらついて転倒したり、不自然に眠り続けていたり、自室にこもって出て来なくなったり、妙にテンションが高かったり、薬の空きシートがたくさん見つかったり、家族の財布からお金がなくなったり、市販薬を万引きしたりなどです。

オーバードーズに気付いたら（本人や家族への接し方、支援のつなぎ先）

乱用気付くと家族は驚いて取り乱すかもしれませんが、まず落ち着いてもらうことが大切です。そして本人を責めて問い詰めるのではなく、何が起きているのかを確認することです。単に好奇心で試したレベルなのか、やめられなくなっているのかは重要なポイントです。本人は「もうしない」と言うでしょうが、心の問題を抱えて孤立している場合は容易にやめられないものです。

その場合は、7月号で取り上げた背景にある問題の改善が必要になります。まずは、本人が「正直な思いを安心して話せるようになること」が目標になります。そのためには、本人を責めたり直ちにやめるように強要したりすることは逆効果です。心の内を話してもらい、いかに信頼関係を築いていくかが鍵になります。

支援のつなぎ先は、保健所や精神保健福祉センターなどの相談機関、精神科医療機関になります。依存症対策全国センターのホームページに相談・医療機関のリストが掲載されています。



依存症対策全国センターHP

地域活動者の皆さんに望むこと・メッセージ

オーバードーズは心の苦痛や生きづらさのSOSであり、しばしばうつ状態や自傷・自殺行為などを伴います。深刻な場合は精神科医療の対象となります。正論で説得したり道徳論で諭したりすることは逆効果です。本人を尊重した人の温かい支援が不可欠です。「ダメ。ゼッタイ。」ではなく、心の痛みに寄り添うことが大切です。

対応のコツをひとつ挙げるとしたら、それは「無理にやめさせようとしないこと」です。市販薬が命綱になっている場合、無理に取り上げるとさらに追い詰めることになります。ひとりの人間として本人と向き合い、「やめさせる支援」ではなく「生きづらさの支援」を提供することが必要です。人と信頼関係が築けず「孤独な自己治療」として薬物で対処せざるを得なかった本人に人の支援が届いたとき、薬物はその役割を終えるのです。

（おわり）

次号は合理的配慮をテーマに掲載します。

福祉の街・アールスタッフ ネットワーク

北部エリア

- ぶくしのまち秩父
- ぶくしのまち熊谷
- デイサービス秩父
- 訪問看護熊谷
- ぶくしのまち深谷
- デイサービス熊谷平戸
- レンタル熊谷
- 訪問看護太田

西部エリア

- ぶくしのまち川越
- レンタル川越
- 訪問看護川越
- グループホーム鶴ヶ岡
- 訪問看護鶴ヶ岡

上尾さいたまエリア

- ぶくしのまち上尾
- 看護小規模多機能上尾
- 小規模多機能北上尾
- ぶくしのまち大宮
- 訪問看護大宮
- レンタルさいたま
- ぶくしのまち与野

埼玉県

福祉の街 本社

アールスタッフ 本社

- 春日部ケアサービス
- 武蔵ヶアサービス
- 上尾ケアサービス
- 春日部ケアサービス
- 北上尾ケアサービス
- 浦和ケアサービス
- 大宮ケアサービス
- 大宮中央ケアサービス

株式会社 福祉の街 ☎048-645-2943
さいたま市大宮区桜木町1-12-5 沢田ビル4F <https://www.youism.jp>

介護のことなら何でもお気軽に
ご相談ください!

福祉用具のレンタル・販売 / 住宅改修

Silver HOXON シルバーホクソン

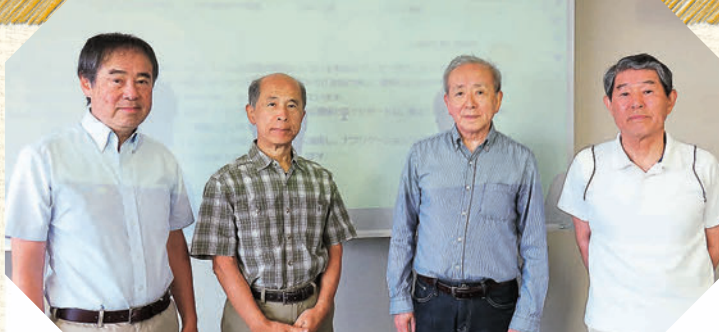
無料カタログ
お送りします

快適介護

81

通話無料 ローゴ ヨロシク
0120-65-4649 川口市中青木 2-22-34

掲載広告募集中！お問い合わせは地域連携課まで TEL：048-822-1248



今月のキラリ

さまざまな団体の
キラリとした活動を紹介

高齢者のデジタルデバイドの解消に貢献

桶川ＩＴネット（桶川市）

暮らしの中でパソコンなどの情報通信技術を使う機会が増えましたが、高齢者のなかには苦手とする方も多くいます。「桶川ＩＴネット」が開催するパソコン講座は18歳以上が対象ですが、中高年の受講者が多くデジタルデバイド（デジタル情報の格差）の解消を目指して活動しています。

桶川ＩＴネットは、桶川市教育委員会が主催した「パソコン指導者養成講座」を修了

した有志の皆さんが「パソコンの楽しさを地域の方々に伝えよう」と、平成14年に発足しました。

現在は市との共催で、「パソコン基礎講座」「ワード基礎講座」「インターネット講座」など、7つのパソコン講座を実施しています。講座の定員は15人で受講生を市報で募集しています。

講師を務める桶川ＩＴネットの会員は現在21人で、そのうち女性が8人。会員の多くは70代です。ＩＴ関連の仕事に就いていた方もいますが、多くはパソコンが好きで独学で知識を身に着けた方々です。

知識や技術の差が大きいなかで講座の進め方に工夫を凝らす

受講生の目的はさまざまで「新たなことにチャレンジしたい」という方もいれば「町内会の役員になったので、書類を作成できるようにしたい」「仕事でエクセルを使いたい」という方もいます。受講生の知識や技術に大きな差があるうえに、現役世代から80代まで年齢の幅も広いので、教え方には難しさが伴います。そこで講座の進め方には工夫を凝らしています。例えばメインの講師以外に2～3人のサブの講師が付いて、受講生の様子を伺いながら、困っている方に対してマ

ンツーマンで対応するようにしています。

「効率の悪い操作方法が癖になっている方も多いのですが、無理に直さずに、効率的な方法を伝えて、どちらの方法を選ぶかはお任せしています。

また、説明してもすぐ忘れて同じ質問を繰り返される方に対しても、繰り返し丁寧に対応します」と会長の土屋徳康さんは、対応する際の心がけについて話します。

そのような取り組みが功を奏し、受講生の方々は、インターネットやエクセルが使えるようになったり、当初の目的を達成できたりするといいます。

また「パソコンサポートセンター」を週一回開催し、パソコン機器の不具合や、使い方に関する相談を受けています。さらに視覚障害の方を対象に、パソコンの困りごとに対応する相談会（教育委員会との共催）のサポートも行っ



6月に開催された「インターネット講座」。全4日間でホームページを見るための基本操作から、検索方法、利用する上での安全対策などを学びます。

ています。

最近、スマートフォンの使い方を覚えたいという高齢者のニーズが増えていることから、桶川市社協の紹介で自治会が実施する「スマホとサロン」の講師として、基本的な使い方を指導するなど、活動の幅が広がってきました。

情報通信技術を学ぶことは、中高年にとってハードルが高いものですが「桶川ＩＴネット」では同じ中高年のボランティアが、中高年の立場に立って、繰り返し丁寧に対応することで、デジタルデバイドの解消に大きく貢献しています。

緊急小口資金等の特例貸付の返済と フォローアップ支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、全国の社会福祉協議会では生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付が実施されました。埼玉県では、令和2年3月25日から令和4年9月30日までの2年半にわたり本制度を実施し、約22万件、890億円を超える貸付を行いました。



特例貸付制度の特徴

特例貸付は、貸付という名のとおり、貸付金の返済（償還）が原則必要です。一方、住民税非課税世帯の返済を免除する措置が設けられているなど、借受人の状況を踏まえて生活再建に向けた支援ができる制度になっています。本会では、一人一人の状況にあわせた返済等の手続きが案内できるよう「コロナ特例償還・免除担当」窓口を開設し、借受人からの相談を受け付けています。

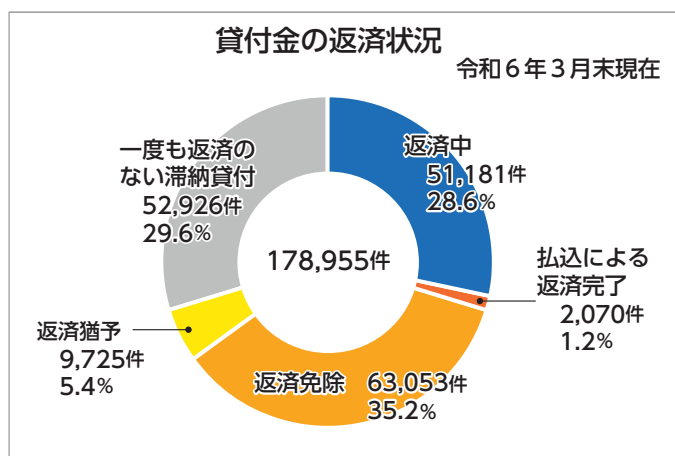
コロナ特例貸付の返済が免除される主な要件

- ① 借受人及び世帯主の住民税が非課税の世帯
- ② 返済開始後に生活保護を受給した世帯や障害者手帳を取得した世帯
- ③ 借受人が死亡、または破産免責となった場合

現在の貸付金の返済状況

埼玉県における返済の状況（件数ベース）をみると、返済中が28.6%、払込による返済完了が1.2%、返済免除が35.2%、返済が一定期間猶予されたものが5.4%、今までに一度も返済がないものが29.6%となっています。

一度も返済のない貸付については、本会からの文書によるお知らせや電話に回答がないケースも多く、免除や猶予など、返済に向けた制度上の支援ができないばかりでなく、市町村社協と連携した就労や収入増への支援など、生活再建に向けた支援ができていないことが喫緊の課題となっています。



今後の対応とフォローアップ支援

本会からの連絡がとれず、返済が行われていない借受人には、未だコロナ禍からの困窮状態が改善せず、相談する相手もないなど、日常的なつながりの希薄さが懸念されます。

そのため借受人に寄り添いながら、いつでも相談を受けられるよう、支援を必要とする方がお住まいの市町村社協と緊密な連携を図り、支援を行っていくことが重要と考えています。

今後も返済困難な場合はもとより、返済免除になった場合であっても、その後の生活について特例貸付の借受人等が社会福祉協議会に安心して相談でき、地域とのつながりや関係をつくることができるよう適切な支援を行っていきます。

「コロナ特例償還・免除担当窓口」

TEL 050-2018-1839

受付時間 平日9:00～17:00

資金課・債権管理センター TEL : 048-822-1192

こどもの居場所現場体験プログラム ～こどもの居場所でのボランティア活動を体験しませんか～

埼玉県内には、令和5年3月末時点で、628カ所のこどもの居場所（こども食堂、無料学習支援教室など）があります。それぞれの団体が想いをもって、多種多様な取り組みを展開しています。

こどもの居場所のボランティアに関心のある方、ぜひ一度ボランティアを体験してみませんか？沢山のお申込みをお待ちしています！

実施期間：8月1日（木）～11月30日（土）

体験場所：県内計24カ所のこども食堂・無料学習支援教室・フードパントリー

対象者：こどもの居場所でのボランティア活動に関心のある方どなたでも

- (1) こどもの居場所でのボランティアに関心があって体験したい方
- (2) 既にこどもの居場所を開催していて、他団体の取組みを学びたい方
- (3) 他市町村のこどもの居場所の活動状況を知りたい市町村、市町村社協職員



事前動画：こどもの居場所を体験する前の注意事項（心構え）

ステップ：

- ① 体験先一覧から希望する体験先を選択・申込み
- ② 事前動画の視聴
- ③ 希望する体験先で1日体験



埼玉県ボランティア・市民活動センター（地域活動支援課） TEL：048-822-1435

「ヤングケアラーの理解を深め支援を考える研修会」を開催します！

ヤングケアラーについて正しく理解し、支援の考え方や気づくポイント、信頼関係の築き方などについて学びます。地域で共に暮らす住民や地域福祉活動者としてできる支援を一緒に考えましょう。

内容：基礎講座、元ヤングケアラーの体験談、グループワーク

対象者：ヤングケアラー支援に関心のある方どなたでも

日時・会場：

- ① 9/12（木） ウェスタ川越（川越市）
- ② 10/8（火） さいたま市文化センター（さいたま市）
- ③ 10/16（水） 彩の国すこやかプラザ（さいたま市）
- ④ 10/29（火） ふれあいキューブ（春日部市）
- ⑤ 11/29（金） 熊谷文化創造館さくらめいと（熊谷市）

※同じ内容を5会場で実施。各日程開催5日前、定員に達するまで受け付けます。

講師：

- ②④⑤ 田中 悠美子 氏
（一般社団法人ケアラーワークス 代表理事）
- ①③ 上原 美子 氏
（埼玉県立大学 保健医療福祉学部 教授）



▲お申し込みはこちらから



▲詳細はこちらから

地域連携課 TEL：048-822-1248

※埼玉県福祉部地域包括ケア課 委託事業

第16回埼玉県高齢者福祉研究大会を開催します！ （同時開催：介護用品等紹介・展示コーナー・埼玉県老人ホーム入園者創作品展）

「繋がるっていいね、介護の未来に快GO！～みんなで紡ぐ思いやりの輪～」をテーマに、第16回埼玉県高齢者福祉研究大会を4年ぶりに会場にて開催いたします。

大会では、介護に従事している方や専門学校で学ぶ学生が、日々実践していることや研究の成果を発表します。ご自身の施設で役立つ情報が見つかるかもしれません。

また、特別講演では講師の神田京子さんをお迎えし、「パパン！と元気に！神田京子独演会～金子みすゞ伝 明るいほうへ～」をご公演いただきます（14：30～16：00）。

同時開催

介護用品等紹介・展示コーナーでは、介護に役立つ福祉用具などをご案内します。また、埼玉県老人ホーム入園者創作品展では、入園者が丹精込めて制作した作品をご覧いただけます。ぜひ会場にお越しください。

開催日：令和6年9月5日（木）

開催時間：10：00～16：30

会場：ソニックシティ 小ホール他
（さいたま市大宮区桜木町1-7-5）

一般社団法人 埼玉県老人福祉施設協議会 TEL 048-762-3934

ありがとうの声が届いています

皆さまからご協力いただいた募金は、県内で実施する福祉活動や社会福祉施設に必要な備品類の購入費用などに活用されています。助成を受けた団体から届いた「ありがとうメッセージ」を紹介します。

◆こどもの居場所運営事業

オーシャンキッズ倶楽部（入間市）

「来てもらう居場所」ではなく「居場所がこどものところに行く」というコンセプトで活動しています。そのため、広いエリアのこども達の居場所となり、本を読む機会を提供できています。これからも継続して、一人でも多くのこども達に、体験機会を届けたいと思います。



◆業務用ガス式オーブン購入

社会福祉法人とともに福祉会 ドリームセンターともに（春日部市）

知的障害者の生産活動で使用していたガスオーブンが故障し、修理不能となったため、買い替えました。



新しいオーブンが導入されたことで、主力商品のクッキーの調理も再開し、利用者の社会参加につなげることができました。

共同募金会では、10月31日（木）まで、令和6年度後期助成要望事業を募集しています。

詳細は、本会ホームページ内「助成を受けたい」ページをご覧ください。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。



社会福祉法人埼玉県共同募金会 年間を通して助成要望を受け付けています。

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-822-4045 FAX 048-824-9819 赤い羽根さいたま [Q検索](#)

ネット募金
受け付け中!



令和6年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!

◆加入対象は、社協の会員である
社会福祉法人等が運営する社会
福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

▶保険金額		基本補償(A型)		見舞費用付補償(B型)	
賠償 事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
お見舞 い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用				死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円	

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
補償本(A型)	
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
100名以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用(B型)	
基本補償(A型)保険料	+
	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11446 より抜粋)

